

家庭ごみ収集運搬業務委託に関わる入札方法等の見直しについて

家庭ごみの収集業務は、決められた収集日に迅速かつ適正に処理する必要があり、業務を停止することは1日たりともできません。

このため、22年度契約における課題を踏まえ、公平性、公正性、競争性を担保しつつ、安定的かつ継続的な業務の履行や、市内業者の育成を図るため、23年度は次のとおり入札方法等の変更を予定しています。

1 22年度の課題

- (1) 業務開始時に受託業者の履行体制が整っていない状況があり、業務の停滞・停止が生じた。
- (2) 履行能力を超える委託件数を受託したため、これまで履行していた業務においても遅延等が生じた。
- (3) 収集運搬業務委託全体（28件）を一斉に入札したため、履行能力を超えた落札があり、落札決定後の辞退が生じた。

2 主な見直し

- (1) 履行能力を担保するため、**入札参加資格をより詳細に設定**します。
- (2) 履行能力を超えた受託を防ぐとともに、市内業者の受注機会の均衡化を図るため、**入札参加件数や受託件数に一定の上限**を設けます。
- (3) 入札について、1件ごとに時間をずらして実施します。
- (4) 年度当初から適正な履行が行われるよう、受託業者への**業務開始前の履行確認を徹底**します。

3 入札方法等

- (1) 入札方法
当局委託等業者選定委員会要綱に基づき、**指名競争入札**を実施します。
- (2) 主な入札参加資格等
 - ① 市内企業で、本市入札参加資格で廃棄物処理の営業種目が1位に登録があること。
 - ② 本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であること。
 - ③ 一般貨物自動車運送事業許可を取得していること。（※粗大ごみのみ）
 - ④ **【新規】仕様書で定める台数の収集車両を保有、又は用意**することができること。
 - ⑤ **【新規】直近1か年の間、許可業に基づき請負った事業系一般廃棄物の収集運搬実績が月平均20日以上あること、または、本市における同種の委託業務で円滑な履行実績を有すること。**

(3) 市内業者の育成等（案）

ア 家庭ごみ収集運搬業務委託（全品目、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル）

- ・ 新たに市内を **4 エリア**（1 エリア 4～5 区）に分割し、エリアごとに、区別かつ品目ごとに入札を行います。
- ・ 受注できるのは、**1 業者 1 エリア内のみ**とし、エリア内の受託数の制限は設けませんが、受注しなかった場合は、他のエリアへの入札参加もできることとします。
- ・ また、入札参加するエリア内に、**仕様書で定める車両台数の車庫を確保**することとします。



- ① 受注機会を均衡化することにより、市内事業者の育成を図る。
- ② 1 事業者が、多くの委託件数を受託した場合などの、倒産等によるリスクを抑える。
- ③ 収集車両の走行距離を抑えることで、環境負荷の低減を図る。
- ④ 取り残しや事故等の対応について、迅速性や効率性を高める。

イ 粗大ごみ収集運搬業務委託

- ・ これまでどおり、市内を 5 エリア（1 エリア 3～5 区）に分割して、1 エリア 1 契約として委託します。
- ・ 家庭ごみ収集運搬業務委託と同様に、受注機会の均衡化を図るとともに、倒産等によるリスクを抑えるため、**1 業者 1 エリアのみ受託**できることとします。ただし、入札参加エリア数の制限は設けません。
- ・ また、収集運搬業務に参加しやすくするため、受付業務と収集業務を分けて委託することも検討します。

(4) 業務開始前の確認【新規】

- ① 入札前に、**個別に委託仕様書の内容を理解**してもらうためのヒアリングを実施します。
- ② 委託業務開始時の混乱を避けるため、新たに本件委託業務に従事する作業員については業務開始前（2 週間程度）の**研修への参加を義務付け**ます。
- ③ 車両の調達及び委託準備が整っているかを確認するため、**委託業務開始前に、委託業者の事業所への立入調査**を実施します。